

夕張市告示第 52 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和 6 年 4 月 17 日

夕張市長 厚 谷 司

1. 入札に関する事項

(1) 契約の目的・業務名称

令和 6 年度夕張市定期予防接種ワクチン購入単価契約

（予防接種法令に基づき定期予防接種に使用できる、水痘、二種混合、四種混合、五種混合、麻しん風しん混合、麻しん、風しん、BCG、日本脳炎、不活化ポリオ、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎及びロタそれぞれのワクチン単価）

(2) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日まで

(3) 物品を納入する場所

夕張市が指定する医療機関及び夕張市役所

2. 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 夕張市における一般競争入札の参加資格を有すること。
- (2) 夕張市が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前 2 営業年度分の決算において、国又は地方公共団体、医療法人から一般競争入札等において、入札仕様書と同等以上と認められるワクチン納入の実績があり、かつ、誠実に履行した者であること。
- (4) 薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する医薬品の製造販売の承認又は販売の許可を受けていること。
- (5) 夕張市暴力団排除に関する契約措置要綱第 3 条に規定する別表 1 の措置要件に該当しない者であること。

3. 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号、以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからエに定めるところにより、上記「入札に参加する者に必要な資格」の (3) に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

入札の告示から令和 6 年 5 月 2 日（木）まで

（ただし、土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7

月 20 日法律第 178 号) により定められた日は除く)

イ 申請の方法 別に定める申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒068-0492 夕張市本町 4 丁目 2 番地
夕張市役所保健福祉課保健係

エ 申請書類の提出方法 直接持参または郵送による。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4. 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 上記「条件付一般競争入札参加資格審査」のアに同じ。

(2) 交付場所 上記「条件付一般競争入札参加資格審査」のウに同じ。

5. 契約条項を示す場所

夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所保健福祉課保健係

6. 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 夕張市本町 4 丁目 2 番地 夕張市役所 4 階第 1 会議室

(2) 入札日時 令和 6 年 5 月 9 日 (木) 14 時 00 分

(3) 開札場所 (1) に同じ

(4) 開札日時 (2) に同じ

(5) 入札書 それぞれのワクチンにつき単価 (税抜) を記載する。

(6) その他 「条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書」の写しを提出すること。

7. 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額 (消費税及び地方消費税相当額を含む。) の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債・地方債その他市長が確実と認める担保を、入札を行う 1 時間前までに提供すること。

(2) 入札保証金の納付・免除・納付方法等は、政令第 167 条の 7 及び夕張市契約規則 (昭和 39 年 4 月 14 日規則第 9 号、以下「規則」という。) 第 6 条及び第 7 条の定めるところによる。

8. 契約保証金

(1) 契約を締結する者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債・地方債その他市長が認める担保を提供すること。

(2) 契約保証金の納付・免除・納付方法等は、政令第 167 条の 16 及び規則第 25 条及び第 26 条の定めるところによる。

9. 送付による入札の可否

認めない。

10. 契約書作成の要否 要

11. その他

(1) 最低制限価格

最低制限価格は設定しない。

(2) 予定価格の公表

予定価格は公表しない。

(3) 無効入札

開札の時に、3に規定する資格を有しない者のした入札、規則第11条に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

品目ごとに落札者を決定することとし、入札書記載の入札価格（税抜）が、規則第9条の規定により定めた予定価格の範囲内で、最低の者（有効な入札に限る）を落札者とする。

(5) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き金額を入札書に記載すること。なお、契約期間の途中において消費税及び地方消費税の改定が行われた場合は、改定日以降の価格については、改定後の税率により計算するものとする。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(6) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 夕張市保健福祉課保健係

イ 所在地 〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地

(7) 前払金

前金払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の取りやめ

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札結果の公表

入札結果は公表する。